

第一回國會 衆議院 労働委員会決算委員会連合審査会議録第一号

昭和二十二年七月二十八日(月曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

労働委員長 加藤 勘十君

理事辻井民之助君 理事山下 榮二君

理事川崎 秀二君 理事橋 直治君

理事原 信君 理事三浦寅之助君

理事相馬 助治君

荒畑 勝三君

島上善五郎君

館 俊三君

前田 種男君

小川 半次君

小林 運美君

橋本 金一君

江崎 眞澄君

倉石 忠雄君

古島 義英君

決算委員長 竹山祐太郎君

理事島村 一郎君

片島 港君

西田 隆男君

水田三喜男君

出席國務大臣

國務大臣 米窪 滿亮君

出席政府委員

厚生事務官 吉武 惠市君

本日の會議に付した事件

労働省設置法案(内閣提出)(第一二號)

○加藤委員長 それではこれから労働委員会と決算委員会との連合審査會を開きます。

議案の審査には先に先立ちまし

て、一言申し上げたいと存じます。労働委員会に付託されました労働省設置法案につきましては、決算委員会の所管のうち、行政機構に關する事項と關連をいたしますので、兩委員會で協議の結果、本日ここに連合審査會を開くことといたしましたのであります。なお連合審査會の委員長の職務は、しばらく私がとることといたしますから、この點御了承願いたいと存じます。まず、本案について提案の説明を求めることといたします。米窪國務大臣

労働省設置法案

労働省設置法

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを圖り以て經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するたために、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働關係の調整、労働に關する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償、保險及び労働者保護に關する事務、職業の紹介、指導、輔導その他労働需給の調整に關する事務、失業對策に關する事務、失業保險に關する事務、労働統計調査に關する事務その他労働に關する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 労働局
- 労働基準局
- 婦人少年局
- 職業安定局
- 労働統計調査局

前項及び第四條乃至第九條の規定にかかわらず、必要があるときは、政令の定めるところにより、前項の部局の外に部局を設け、又は省内において部局の所掌事務の一部を變更することが出来る。

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に關する事項
- 二 官吏の進退身分に關する事項
- 三 大臣の官印及び省印の管守に關する事項
- 四 所管行政に關する調査、企畫及び考査一般並びに綜合調整に關する事項
- 五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に關する事項
- 六 經費及び收入の豫算、決算、會計及び會計の監査に關する事項
- 七 官有財産及び物品に關する事項
- 八 労働局においては、左の事務を掌る。
 - 一 労働組合法の施行に關する事項
 - 二 労働委員会が法律に基いてその職務に關せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。
- 九 労働關係調整法の施行に關する事項
- 十 労働委員会が法律に基いてその職務に關せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

のではない。

三 労働に關する啓蒙宣傳に關する事項

四 その他労働に關する事項で他の所管に屬しないもの

第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

- 一 賃金、労働時間及び休息に關する事項
- 二 産業安全に關する事項
- 三 労働衛生に關する事項
- 四 労働者災害補償及び労働者災害補償保險に關する事項
- 五 労働能率の増進に關する事項
- 六 労働者の福利厚生に關する事項
- 七 工場、礦山その他の場所における労働條件及び労働者の保護に關する監督に關する事項
- 八 その他労働基準法の施行に關する事項その他労働條件及び労働者の保護に關する事項で他の所管に屬しないもの

六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に關する事項

第七條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊の労働條件及び保護に關する事項
- 二 児童の使用禁止に關する事項
- 三 家族労働問題及び家事使用人に關する事項
- 四 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に關する事項
- 五 労働者の家族問題に關する事項
- 六 内外労働事情に關する資料の蒐集整理分析及び刊行
- 七 労働者の生活、給與及び雇用に關する經濟問題に關する調査

及び刊行

第十條 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害豫防の調査研究及び工場事業場における災害豫防に關する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一條 労働省の部局、機關及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 船員の労働に關する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を圖るため、労働省に、労働省内及び運輸兩省部内の關係官を以て組織する船員労働連絡會議を置く。

第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

附則

第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一條中、「勤勞」を削り、「社會保險」の下に「労働省」所管ニ屬スル事項ヲ除ク」を加える。

第三條中「九局」を「六局」に改め、労働省に「労働基準局」を置く。

第七條 削除

第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。

第八條第一號中、「國民健康保險」及「労働者災害扶助責任保險」

を「及國民健康保險」に改める。

第二十三條 削除

第十五條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勸告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に對して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

第百一條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査の場合に、これを準用する。

第百二十條第一號中「第百五條乃至第百九條」を「第百五條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九條に改め、同條第四號中「第百一條」を「第百一條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人

少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

○米窪國務大臣 労働省設置法案の御審議をお願いするにあたりまして、同法案の提案理由を御説明申し上げたいと思ひます。

労働省の設置につきましては、諸外國にはすでに相當以前から労働省の設置がございましたので、わが國においても、當然これはもつと早く設置されておられなければならなかつたのでございまして、今日に至つたのでございまして、吉田内閣當時においても設置の考へはあつたのでございまして、ついにその實現を見ずして、この片山内閣において初めてここにいよいよ設置することにきまりました、この法案の提出をみるに至つたのでござい

す。この法案を皆さんに御審議を願ふ前に、内閣といたしましては、労働省設置準備委員會というものを設けまして、關係官廳の官吏並びに事業者側、労働者側、その他の民間側の代表者から構成される委員によつて、慎重に労働省の機構及びその目的等について審議をしたのでございまして、この準備委員會の審議の結果を参考として、ここに提出したのが本法案でございまして、労働省設置の目的はこの法案第一條に明記いたしてある通り、労働者の福祉と職業の確保とをはかつて、もつて経済の興隆と國民生活の安定に寄與したいというのでございまして、今日の日本の経済状態は、私がよくよくここで皆さんに申し上げるまでもなく、資金の面において拘束著しいものがあり、また資材の面においてもよろやく底を

つくつたという状態でございます。今日の日本の経済の復興、生産の増強といふことは、一にかかつて労働の面からみた生産性の高揚といふことが十分に達成されて、勤勞階級のもつておる労働能率が百パーセントに發揮されなければ、とうてい今日の經濟界の危機は救われぬといふことは、私が申し上げるまでもないと思つたのでございまして、しかしながらいろいろいふうちに生産性の高揚と、労働能力の發揮をわれわれが期待するためには、ここに強力なる労働政策を實施しなければならぬのでございまして、それがために、労働者の福祉と、職業の確保とをはかつて、労働問題を圓滑に解決處理し、労働者の生活を確保していくことが必要となつてくるのでございまして、わが國の今日の労働政策として、あるいは労働界の現状をみますると、御承知の通り、労働組合法、労働關係調整法、労働基準法等、各種の立法がすでに行われまして、労働組合運動の方もこれに對應して活發に發展はいたしておられますが、經濟復興に關する積極的かつ自主的な労働者の協力を促進すべきである。また労働關係の健全な調整をしなければならぬ。あるいは労働者の生活權の保障をもつと強化しなければならぬ。あるいは労働者の失業對策等もしなければならぬといふふうで、問題は山積しておる状態にあるのでございまして、政府は、この際こういう現状に即しまして、獨立した労働省と稱する省をつくることによつて、これらの重要かつ困難なる諸問題を、積極的に取上げてこれを解決していきたいと考えておるのでございまして、労働省

をつくることにしたのでございまして、が、しからば労働大臣の所管する事務の範圍はどういふものであるかといふと、お手もとに差上げた法案の第二條に書いてある通りでございまして、すなわち労働組合、労働關係の調整、労働に關する啓蒙宣傳、労働條件、あるいは労働者災害補償、労働者災害補償保險及び労働者の「補償に關する事務、職業の紹介、指導、補導、その他労働需給の調整に關する事務、失業對策に關する事務、失業保險に關する事務、労働統計調査に關する事務、その他、労働に關する事務を一元的に所掌してまいるのであります。

この際御参考に申し上げたいことは、船員労働につきましては、あるいは理論的に言いますと、労働者へこれを入れて、總括的にやつていくべきではないかといふ意見もあつたのでございまして、船員労働の特殊性に鑑みまして、また船員労働は現在運輸省の海運總局でやつてきておる歴史的な事情等を考えまして、これを運輸省に設置することいたしました。但し一般労働行政と船員労働との調整統一連絡をはかる必要があるために、労働省に船員労働連絡會議——これは假稱でございまして、そういうものを置くことといたしたのでございまして。

労働省に設置される部局につきましては、第三條、第四條にきておりますが、大臣官房のほか、労働局、労働基準局、婦人少年局長、職業安定局、労働統計調査局の五局を設けたいと思つております。労働局は、労働組合法及び労働關係調整法の施行に關する事務のほか、労働運動の健全なる發展のため労働教育に關する事務等を掌るも

のでございます。労働基準局におきましては、労働基準法の施行事務のほか、労働者の災害補償保険、労働者の福利厚生その他労働条件及び労働者の保護に関する事務を掌ることにいたしましたのでございます。婦人少年局、これは新たにできる局でございます。これが新たな任務は婦人及び年少労働者の特殊な労働問題を所管するのほか、労働者の家族問題に関する事項並びに婦人の地位の向上、その他婦人間題の調査及び連絡調整に関する事務を所管することにいたしましたと思っております。ただし労働者の家族問題及び一般婦人問題については、他の各省において、たとえば厚生省、内務省、文部省、そ

ういった省がそれ／＼その主管に属しておる事務を現在行っておるのであります。したがって、これら省に属しない一般婦人問題もありませんので、この労働者の婦人少年局を中心になつて、これら省との間の連絡をはかり、かつこれらの省で現在行っておらない問題については、これを労働省の婦人少年局で處理していきなさいと考へております。職業安定局につきましては、労働の供給の調整、失業対策、失業保衛、失業手当、その他職業安定に関する事務を所管することになっております。最後に労働行政の合理的、科學的運営をはかるために、労働統計調査局を設けまして、労働統計調査に関する事務を一元的に所管せしめたいと思つております。これらの五局のほか、さらに將來情勢の變化に伴つて部局の所掌事務の一部を變更し、または新しい部局を増設する必要があることが考えられますので、第三條の第二項において、その點を規定してあるのでございます。

その場合においては、政令の定むるところによつて新部局を設けて、省内において部局の所掌事務の一部を變更することができるようになつたと思つております。なお今まで申し上げた官房、五局のほか、研究機關といたしまして、從來厚生省に所屬してありましたところの産業安全研究所を労働省に移管して、災害豫防に関する調査の研究、並びにそれに関連のある技術者の養成訓練を行はしめたいと思つております。以上のほか労働省の部局機關及び職員について必要な事項は、政令でこれを定めることにいたしますと思ひます。

最後に本法律案の制定に伴ひ、まして、當然起つてくる厚生省の官制並びに労働基準法の一部を改正する必要があるため、これを附則において改正する規定を設けたのであります。以上労働省設立法案の概要を御説明申し上げたのでございますが、現下の労働問題の重要性に鑑みまして、何とぞ慎重に御審議くださることは當然でございます。いろいろ事情のもとにございませぬから、一日も早く審議を終えさせられんことを特にお願い申し上げます。はなはだ簡單でございますが、提案の理由を御説明申し上げます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

つきまして、特にわれ／＼はむろん慎重審議いたさなければならぬのであります。これにつきまして、質問順序その他について私の考えますこと、希望として申し述べたいと思つておりますが、質問順序につきましては、各黨は、御存じの通り、労働委員もおりまして、われ／＼の方では政務調査會と言つて労働委員長も出しておるのであります。各黨におきまして質問順位をきままして、同時に質問の内容につきましても、各黨が相重なることのないように、できるだけ区分をいたしまして、質問の要旨を明らかにするともに、細を盡していきたいと思つております。重複いたしますことがないよう、重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。重復いたしませんことを願ひます。

は義務を感じておるのでございまして、その意味では完全雇傭というところに努めたいと思つておるのでございませぬ。しからばどうするかという具體的のことにについては、政府は敗戦後の今日、財政的に非常に困難であるにかかわらず、財政の許す範囲において公共事業等を行つておられたいと思つて、就職の機会を與える、こういうことで吸収されない人に對しては、先ほど申し上げた通り、職業補導所の施設を現在以上に擴張しまして、勞務の配置轉換をいたしたい。さらにそういうことでは三浦さんのお話があつた通りに、失業保険あるいは失業手当等によつて、職業のあるまでこの人達の生活の一部を政府は補助したい、こういうふうに考える。この失業手当についても御質問がございましたから、この機会に申し上げたいのは、これについては相當の準備等の必要がある。がこれは保險者の立場に立つ政府として當然財政の點に關連が起るのでありまして、いろいろの點を見まして、本年からこれが實施はとらうてい困難でございまして、本年の四月から實施したいという考でありませぬ。しかしこの間の間隙を埋めるために、大體この十月ごろから失業手当というものを交付したいと思つてございまして、それがために失業保險法、失業手当法というものを本國會になるべく早く上程して御協賛を得たいと思つておるのでございまして、目下關係者はほとんど徹夜のようにそれについて準備を進めておる次第でございませぬ。

それから勞働基準法についてお尋ねでございますが、これは本年七月から實施するつもりでその用意をしてまいつたのでございませぬが、この勞働基準法の任務を遂行するために、各府縣に勞働基準部及びその下に約五百箇ばかりの監督所を設ける必要がありませぬので、それが今日の時期柄財政の點もあり、あるいは施設の點もありまして、遅れておるのでございまして、この點はまことに相すまいと思つておるのでございませぬが、大體九月の一日ごろからこれが實施が行われるという見透しでございませぬ。

○三浦委員 政府の先般發表いたしました危機突破の經濟緊急對策の中にも、第五の中に現われておる企業經營の健全化ということが取上げられておられます。この中に「過剰な従業員を抱へておる企業に於いては、その合理的な配置轉換を促進して企業經營の健全化に資する。政府事業においても、率先して右の措置を講ずる。」と發表しておられます。結局はこの趣旨からみまると、従業員の整理、合理化が中心項目であると考へるのでありますが、私はこの企業整備の進行あるいは賠償工業の撤去等の影響を考へます。將來において、すなわち近き將來において、大量の誠實な失業者が豫想せられるのであります。政府はこの失業者の豫想をどの程度に考へておられるか、その點を明らかにされたい。

○米窪國務大臣 企業整備が當然必要であるからという點から、どのくらい失業者が出るかというお尋ねだと思ひますが、今日は、御承知の通り、國家の財政も、企業も、財政もみな赤字でございまして、これが黒字に轉換しない限り、生産の増強あるいは經濟の復興ができません。これは、私はい

い。しからば黒字に轉換するためには、いわゆる生産の合理化といふことと、産業の合理化といふことが必要でありまして、産業の合理化といふことは、當然企業のみならず、企業間の合同あるいは經營の合理化といふことも必要でありませぬが、一方やはり、いわゆる企業整備を生ずることが全部ではななくて、ある特定の企業内にこれが充てられることはやむを得ないことだと思つて、しからばどのくらい出てくるかというところは、今日の段階においてまだ確たる御返事を申し上げる總計といふか、見透しがついておりませぬ。ただ、この際御參考に申し上げたいことは、本年の初めにおいておつた統計によりますと、いわゆる顯在失業者といふものが二百七十萬、それから潜在、これはもろろいわけの推定で、腰だめ式の推定であります。大體二百五十萬人くらいあるだらう、こういう場合に考へておられます。そこで問題は、この五百二十萬人がどのくらい顯在になつていくかといふことでございますが、これについては、はなはだ殘念ながら、このくらいの數字という見透しを立てるだけの、まだ統計その他の資料が整つておらないといふことを申し上げさせていただきます。

○三浦委員 政府がまだ間もないのであつて、完全なる統計のないといふことはやむを得ないと思つておられます。少くとも勞働行政を行う上におきまして、これに對する見透し、あるいは失業者の豫想に對するところの確たる見解がなければ、私は勞働省が設置されても本當の勞働行政ができません。その點につきましては、私は一日

も早く完全なるこれらの統計をこしらへまして、そして政府の考へている失業對策として發表された中にも、あるいは先ほど米窪國務大臣の申されたような點に對しても、やはりこの統計が根本でありませぬから、基礎としてこれに對するところの失業對策をまず講じていただきたいといふことをひとつ希望しておきます。

それから同時に、この緊急對策の中で、當然失業對策として積極的の産業計畫を拵えて、そして失業者を吸収しなければならぬ、と考へているのであります。政府はそういうような失業者救済の産業に對して積極的にいかなることを現在計畫されておられますか。その計畫されている事業の内容について御説明を願ひたいと思ひます。

○米窪國務大臣 三浦さんの先ほどのお尋ねについては、目下企業整備再建委員會もありませぬし、またその委員會と並行して經濟安定本部で目下どのくらいなものがあるか、あるいは企業整備として出てくるかという數字を検討中でございます。ですから、あるいはこの委員會の進行中にも發表できるかと考へておられます。

それから失業者を吸収する事業として、政府の考へておられるものは大體どんなものであるかといふことですが、大體本年度の一般豫算におきまして、九十五億圓の公共事業費といふ豫算を拵つておるのでございませぬ。これはもちろんその九十五億圓が全部失業救済にまわるのではないので、これについては資料の面、あるいはその他の計畫等に要する費用が含まれておるのでございませぬが、大體これに對して最近の

開議で物價高その他を見越しまして、相當の追加豫算を決定して——その額を今日發表する自由をもちませぬのは残念ですが、公共事業を強く進めて行きたい。さらに公共事業にはないのでございませぬので、これはあるいは希望に過ぎなくなるかもしれませんが、電源の開發というふうなことで、あるいは輸出産業を振興するといふようなことによつて、失業者を吸収し得るのではないかと。こういうふうな考へておられます。

○三浦委員 私はもう少し突っ込んで聴きたいと思ひましたのは、公共事業をやることに對する政府の努力はわかつておりますが、殊に輸出産業の振興に對しても努力すると發表されておられますが、私は輸出産業等の生産的な産業計畫について具體的に、たとへば、これだけの事業をやる。たとへば、發電の事業をやるか、あるいは生絲に對するいろいろな積極的な産業計畫があるかというふうな、現在何か政府で計畫されておる點があるならば、そういう點をお伺ひしたいと思つておられます。もしまだはつきりしておられないようでしたら、いかにかでお尋ねいたします。

○米窪國務大臣 御承知の通りまだ諸外國との間の正常なる貿易關係が許されておられない状態でございます。もちろんその準備は貿易廳を中心としてやつておると思ひます。従つて貿易廳方面と、新しく生まれる勞働省方面との間においてどのくらい失業者を吸収するといふ正確な數字はまだ出ておらないのであります。

○三浦委員 それから政府の危機突破について發表した中に、政府な勞務用

物資の確保や、勤労者の住宅の整備に努めておると発表してありますが、一體労働者の住宅問題に對しては、それはあるいは労働者の管轄であるかどうかは存じませんが、職災者の住宅問題の解決に對して、米窪國務大臣はどのような見解をもつておられますか、この點を伺いたいと思ひます。

○米窪國務大臣 私の記憶にあるいは誤りがあるかもしれませんが、大體これは經濟安定本部でまゝおられるのでございませぬが、労働者住宅といふ經濟緊急對策に記載計畫しておられる關係に對しては、約二十萬戸の労働者に對する住宅を提供したい。こういうのが政府の案であります。

○三浦委員 こんな所管でないと思ひますからこれ以上は追究しませんが、現在をどうしようや二十萬戸の簡易住宅を建設することによつて、労働者の、殊に職災地の労働者の住宅問題を解決するといふことは、とうてい現在の状況に對しては私ではできないと思ひます。これはいろ／＼資材の面、あらゆる面において支障を來しておるのでなか／＼でございと思ひます。要は手取早くこの問題を解決するために、あるいは大邸宅、あるいは別荘等の問題に對しては打つべき手が相當残つておると考へるのであります。この點に對するところの御考慮を願つておきたいと思ひます。

次に私は先般突如として行われまして料理飲食店の休業による失業者に對して、政府はいかなる處置を講じておられますか、少くとも先ほど私が冒頭に伺ひましたように、國民は當然政府から仕事を與へられなければならない保

障をもつておるし、また生活を保障すべき責任をもつておる政府として、少くとも料理飲食店等を休業せしむるならば、當然そこに起きてくるところの従業員の失業に對しては、これが失業對策といふところの集つていかなければならぬわけでありませぬ。しかもこれからの失業者に對するところの救済方法、あるいはそれらの失業者に對するところの收容の方法、あるいはこれに對する失業の手當、そういうような問題に對して政府はいかなる處置を講じておられますか、その點に對する具體的内容をお聞かせ願ひたい。あるいはほんとうに生活のできないものに對して、今施行されておるわづかの生活保護法の適用ぐらゐを考へておるに至つては、とんでもないのはずれであると思ひます。今日の物價指數から見まして、また同時に生活保護法が實際の運用上において、非常なる支障を來しておる。ほとんどこれが適用に困難を來しておるという現状より見て、少くとも私はこの法を斷行します以上、當然起るべき失業者に對しては、ただちにその處置と同時に、これらの失業者に對するところの救済處置が行われるべきであらうと思ひます。御見解を承ります。

○米窪國務大臣 ごもつともお尋ねでございませぬ。またこの七、七政令によつて出てくるところの失業者の諸君に對しては、政府としてもまことに同情にたえないのでございませぬ。これは御承知の通り食糧問題の解決の一つの方法として、また國民に對する公平觀念を植へつける理論的な面から見て、必要と思つて政府として斷行するので

あります。これによつて犠牲になる約五十萬人の労働者に對しては、まことに同情しておるのであります。これには政府が特にこの飲食店、料理店の六箇月休業ということによつて出てくる失業者を救済するといふ案は、別に立つていなかつたのでございませぬ。これについては先ほどまづと觸れまして職業紹介所の協力の活動と、職業輔導所の擴充強化、三浦さんもまづとお觸れになつた生活保護法の内容を改善することによつて、一應その中の二部は救うことができる。またこれらの人たちの自主的な處置によつて、すなわちたとへば旅行用用の外食券の店として申請すれば許可するという方針をとつておる。また喫茶店、旅館等はこれは申請によつて許可することになつておる。こういう方面に轉業し得るものも政府としては若干見込んでおる。また六箇月後において食糧問題が好轉した場合は、再申請すれば許可するといふことであるから、この點に對しても六箇月後においては、あるいは今までの營業に復歸できるのではなから、こういう政治的な考へ方ももつておるのであります。従つておそらく三浦さんをして満足せしむるようなお答えはできなかつたかと思ひます。大體政府はそういう方面に向つて努力しております。

○三浦委員 政府は六箇月間の期間によつて休業をきめて、具體的な對策をもたなかつたといふことはまことに遺憾に思ふのであります。今御説明のあつたところの職業の紹介、輔導の擴充といふようなことではお簡単にこれらの人々を救うわけにはまいりませぬ。少くとも長い間の職業を奪われて、

ただちにそれが他の職業に轉換というよなことは、ほとんど不可能に近いものといわざるを得ないわけでありませぬ。なお私はただいまの御説明による六箇月後においては、この周囲の情勢いかによつては復活の見込みがあるような御説明でありませぬが、これは私は非常に困難なものではなからうかと心配しておるのであります。ただいま米窪國務大臣の御説明では六箇月後においてはこの復活の希望が相當あるようにうかがわれるのであります。が、そういうような相當の復活の希望をもつことに解釋しても差支はないでしようか。

○米窪國務大臣 政令の内容を御説明しますと、この政令は食糧問題の緊急したる條件から出てきておるのでございませぬ。食糧問題が六箇月後において好轉してきて、そうしてそういう所へ若干の米が行つてわれ／＼の食生活が許されるような状況になつたならば、これはいよいよ復業できるというところで、六箇月というものを規定し、またそのときには許可を直すとすればできる、法通りに行けば

○三浦委員 今度は廣間の方向を變へまして、労働省が強力なる労働行政を行ふ上におきましては、當然これは世界の労働運動の影響を受けるということとは申すまでもないわけでありませぬ。それにつきましては御承知のことだからくどく内容を申し上げませぬが、いよいよ世界労働組合連合と日本の労働運動との關係につきまして、政府はいかなる見解をもたれておるのでありますか。その點を御説明願ひたいと思

います。

○米窪國務大臣 世界労働連は本年の初めにチエコスロヴァキヤのブライグで大會を開いて、わが國にもオプザイパーを出してぐれといふ勧誘があつたのであります。この世界労働連といふものに加盟した者が六千萬とか七千萬とかいふのですが、これはその國の労働運動が自主的にこれに對して加盟を決定すべきであつて、たとへばアメリカのごときはG.I.Oはこれに加盟しておられますが、A.F.Lはこれに加盟しておられない、こういうことであくまでもこれは日本の労働運動の自主性によつて決定すべきであつて、政府がこれを奨励したり、あるいはこれを反對阻止するといふことはしないといふのが、政府のこの問題に對する労働政策の原則であります。しかしこれは私の意見としてお聞きとりの願ひたいのです。が、この世界労働連があのプラットホームに掲げてゐる通り、ファッシンニ反對、帝國主義反對、戦争反對といふあの看板と内實とにおいて何ら食い違ひないといふことであるならば、そういう連合體へ日本の労働者が行つて、見聞を廣め、目を大きく開いて知識を得てくるといふことは、労働者のいよいよ啓蒙、あるいは労働者の知識水準を上げるという點に對して望ましいことだと考へております。

○三浦委員 加入の問題は、ただいまの御意見の通りとしますならば、しからば、世界労働連が労働者の根本原理に關するいろ／＼なる憲章を決定しておるようでありませぬ。一々説明は省略しますが、ああいう世界労働連の決定したような労働問題の世界的根本問題に對しては、日本も日本の労働行政を行

○三浦委員 今度廣間の方向を變へまして、労働省が強力なる労働行政を行ふ上におきましては、當然これは世界の労働運動の影響を受けるということとは申すまでもないわけでありませぬ。それにつきましては御承知のことだからくどく内容を申し上げませぬが、いよいよ世界労働組合連合と日本の労働運動との關係につきまして、政府はいかなる見解をもたれておるのでありますか。その點を御説明願ひたいと思

います。

上におきまして相償とるべきものもあり、またある程度はその線に沿わなければならぬようにも私は考えるのであります。その點に對する御見解を伺いたい。

○米窪國務大臣 三浦さんのお尋ねは少し抽象的だつたと思ひますが、こういう工合に解してお答えしたならばよくはないかと思ひます。つまり世界労働の掲げておるところのいろ／＼の問題で、あるいは、主義、主張等は、必ずしも日本の労働組合がこれに—から十まで同調はできない。しかしとるべきものはとり、そしてとるべからざるものはとらない、こういう日本の労働運動は自主性をもつべきものであるとの御意見と拜聴したのであります。その通りとしますならば、お説の通りと私は考へております。

○三浦委員 次に私は政府が労働組合運動に對していかなる立場をとり、それからいかなる範圍の活動をなす方針であるか、それを承りたいのであります。もう少しわかりやすく申しますならば、労働組合運動に對して、國內におきましても、總同盟であるとかあるいは産別であるとかあるいはそのほかに中立組合で大きな組織もあり、またそのほかに關係をしないような労働組合もあるわけでありませう。またそれらの労働組合が各自自主的な方針をもつてやっておることなどは思ひますが、政府は、そういう個々の労働運動に對しては、いかなる立場をもつて指導する、といへば語弊がありますが、あるいはそれらの各労働組合に向つていかなる立場に立つて労働行政を行われるのでありませうか、その點を御説明願ひたいと思ひます。

○米窪國務大臣 労働省はわが國の労働運動がいよいよ健全なる労働組合主義の線に沿うていくことを希望しておるのでございます。今日總同盟、あるいは産業別組合會議、あるいはその他の日本労働組合會議といつたいろいろの組織があるのであります。またこれらの組織はそれ／＼そのイデオロギイといひますか、違つておるようございまして、ただここにわれ／＼として見逃すことのできないのは、最近においてこれらの労働組合の間に戦線統一の氣運が高まつてきつてあることでありまして、これがいわゆる労働總同盟から提案しておるといふ點は、私は見逃すことのできない現象じやないかと考へております。またもう一つの點は、産業復興會議というものに對して労働組合が相當のウエイトをもつ、そして眞に日本の産業を復興するためには、健全な、かつ進歩的な事業者と提携していかなければならぬという點に、これらの運動傾向が向いつつあることは、労働省としてもまことに慶賀すべきことだと考へておりました。生まれ

る労働省の労働政策は大體そういう線に向つて指導していきたいと考へております。

○三浦委員 ただいま國務大臣の健全なる労働組合の進展ということを申されておられますが、まことに結構であります。そこで私はこの米窪さんのいわゆる健全なる労働組合主義というものは、一體本質はどういうふうな解釋したらよろしいかと思ひます。あ

らるる指導者の書いたのなんかを見ますと、労働組合はいよいよ階級團體である、すなわち階級闘争を目的として、

そのしどこまでも階級的立場を堅持するといふことを書いておるようでありませう。であります。やはりこの労働組合の本質は、どこまでも階級的團體として、階級闘争を最後の目的として、組合というものがやるべきものであるか。またもう一つは憲法のいわゆる團結権の保障であり、あるいは團體交渉権の保障等によつて健全なる労働組合を結成することは、すなわちこの企業家なり資本家と對等の地位に労働組合というものを認めて、この對等の地位に認められて發達した労働組合と企業家が對等の立場に立つて協力するといふことの建前においてやることか、正しいのか。すなわちそれによつて資協力の立場に立つてやることか、眞に産業の興隆となり、復興となり、あるいは今後の労働者の生活を解決する點において正しい行き方と考へるのが、その點に對するところの米窪さんの御見解を承りたいと思ひます。

○米窪國務大臣 三浦さんから特に私を指名しての御意見でありますから、私の私見を交えてお答えいたします。階級闘争を目的とするかのごとき團體があるといふ認識を相償もたれておりますが、私をして言わしむれば、階級闘争といふものが目的ではなしに、自

分の労働條件を改善し、あるいは維持しようとするのが目的であつて、その目的に達するための手段が階級闘争に流れやすい、團體と、階級闘争をい

きななりやる前に、あるいは團體交渉に力を注ぐ、あるいは労資の間に經營協

議會をもつて、そこで團體に話をつけ

け話をつけていくという戦術、あるいは

は戦術に重きをおく團體がある。そこで

私の意見としては、今日の敗戦とい

う現實、並びに經濟的のいろ／＼のメン

トが非常に窮迫している今日の日本

本からみまして、私としては労働者の

みの犠牲によつて産業を復興するとい

うことはもちろんいけないのでござい

ますけれども、しからばといつて労働

者が権利を獲得をして、他の企業者

はうまくいかなくてもよいというやり

と義務がある、こういう大前提からして、今日のこの日本においては、兩者がほんとうに産業を救済国を救うという立場から、虚心坦懐にその企業について相談して、言葉をかえて言え、いわゆるあなたの労働平等の立場をもつていくということが政府としても望ましい、こういう工合に考えます。

○三浦委員 それは政府の望ましい点であつて、本質論ではどうもはつきりしないように思ふのでありますが、私はこれ以上申し上げることはやめませんが、最後に私の見解を申し上げておきます。私は、この労働組合運動は、従来はなるほど階級的立場に立つて發達したと思ふのでありますが、少くとも今後の労働運動は、労働平等の立場に立つて協力するというのが、健全なる労働組合運動と確信しております。

あるいはそういうことを言います。と、いや資本家と労働者は平等の立場に立たない、あるいはそれが資本主義的だとか搾取的なことを言うものだという間違つたことを言う人があるのではありませんが、平等の原則に立つ場合においては断じて搾取はない、不平等のある場合、労働者が資本家と平等でないという場合には搾取という議論が起るけれども、平等な立場に立つて協調する場合に、搾取という概念はは

いらぬものであるという見解をもつておられることを御承知願ひたいのであります。

次に先ほどの米窪さんの御意見のごとく、一日も早く労働省法案を審議して、そして労働省が設置されることについて同感であり、また私もかくしてもらいたいのであります。

のごとく急がれている労働省法案が、今日まで官廳のなわ張り争ひによつて、この提案が遅れたように新聞は報道しております。労働者災害補償保険の所管の問題について非常に時日を費やしているということは、まことに遺憾であります。またこの一事をもつてみますると、政府はこの労働行政に対する熱意が欠けておられるようにも考へるのであります。この労災の性質からみましても、労働基準法の土壌をなすべきものであつて、當然労働行政の一元的立場からいふならば、いかに議論しても、私は労働省が職能主管であることは全然議論の餘地がないと思ふに、私には、長い間これが争われ、しかも最後には各方面の意見を聴いてきめて、これに對して政府が独自の判断もできなかつたといふことでもあります。

が、その點の經過を御説明を願ふと同時に、この労働省の問題を呼んでこの政府は一部の代表者だけを呼んでこの問題をきめるといふことは、まことに非認識だと思ふのであります。少くとも議會には労働委員会もあるのだから、そういう重要な問題なら、私はこの國會の機關に當然非公式にでも御相談になつて、その意見を尊重して、この問題を決することが當然の處置ではないかと思ふのであります。この點に對する御見解を伺ひたい。

○米窪國務大臣 労働省設置の法案が遅れたのは三浦さん御指摘のそのいつた點だけではなかつたのであります。その他に、たとえば設置に要する豫算について大蔵省との關係、あるいは關係筋の承認を得るというような點があつて遅れたのであります。しかし御指摘の點は、一つの原因と言へば原因で

あります。これはあくまでもジャーナリズムが騒ぎ立てて書き立てたので、實際はなわ張り争ひとかなんとかでなかつた。それは具體的にいふと、厚生大臣と私の信念の間に喰ひ違ひがある。厚生大臣は労働者災害補償保険の一種である。他の健康保険とか、厚生年金とも同じである。従つて労働行政から言へば、一元的の労働行政にするには、窓口を一つにした方がいいといふ固い信念から厚生大臣は移管を好まぬ。私としては労災法、すなわち労働基準法に基く災害補償法と表裏一體をなすものであつて、これを保険化していくことによつて、この二つは切離すことができないという觀點から、あくまでも主張した。それでこれを決するのために労働者及び事業關係方面の代表者の意見を聴くといふことで遅くなつた。もつと早くあつた方法をとれば新聞紙の上でとか言われな

りませんが、この點に對する御所見を伺ひたい。

○米窪國務大臣 この點については、先ほど提案説明の際にもよつと申し上げたが、實は船員労働法については、運輸省に船員労働行政は、他の労働行政、たとえば船に乗る監督、あるいは船員の試験免状をやるとか、そういう一般海事情政とどうしても切離すことができない。すなわち船員は陸上労働者と違つて、船の中が事業場であり、生活である。そういう特殊な生活をしてゐる。そういう彼らの生活状態から見て、これを監督するいわゆる監督官廳である海運總局、そういうところでも密接で切離すことができないから、これを労働省へ移管することは、かえつてマイナスのみでプラスはな

い。船員のためにはなほ不幸であるという見解であります。また外國の例を見ても、アメリカでもイギリスでも船員労働に對する所轄省はいずれもみな獨立してゐる。また過去の歴史においても、國際労働會議においては、陸上労働問題と、海上労働問題とは、別々にやつていたといふ點を力説し、やはり今日の段階においては、分けることがむしろプラスの點が多いだらうという所見をもつたので、あ

らう處置をとつたのであります。

○三浦委員 次に労働省所管の問題をいろいろ考へてみますと、組織労働者を對象として労働行政を主管としてい

るよう考へるのであります。しかしながら私は現在の日本の情勢下においては組織労働者以外、殊に中小工場等においては、今未組織か、あるいは不完全な組織労働者が多いことを考へた

場合にのみまして、その未組織労働者の問題に對して、政府はこれらの未組織労働者に對する組合の設置とか、あるいは將來起る失業保險の問題であるとかいふ問題等につきまして、どういふふうに考へておられますか、御所見を承りたい。

○米窪國務大臣 その點は勞政局長から……

○吉武政府委員 お答え申し上げます。われわれといたしましては組織労働者ばかりでなく、未組織労働者一切を含めての労働保護の處置をとりたいと思つておられます。御承知のように、組合のありますとところは組合の力によつて自主的に自分の地位の向上ができますけれども、お話のように組織いたしません労働者は力弱くして待遇の改善ができない。これはどこも同様な實情でございます。従ひまして先般御通過いただきました労働基準法等も實は組織されております労働者にとりましては、常に労働協約等におきまして相當基準法程度、もしくはそれ以上の地位條件を獲得したところもあるの

であります。しかし未組織労働者にとりましては、なか／＼容易でありませんで、あつた法律を設けて、一切の労働者を保護するのであります。今お話をいたしました組織上の問題について同様にありまして、組織されておると否にかかわらず、労働行政の部面においては同様に取扱いをいたしてお

ります。

○三浦委員 この未組織労働者の面において、たとえば團體交渉権、團體協約はできない。こういう點に對する未組織労働者の問題について、何か考へておられるか。

もう一つは従前の労働組合に所屬している組合員も、失業した場合に、労働組合と失業者との間の関連は一體どういうぐあいに指導されるか。その點を御説明願いたい。

○吉武政府委員 御質問の中の未組織労働者、小さい職場における労働者の組織をどういうふうにするかというお尋ねだつたようであります。その點はごもつともでありまして、それはやはりわれわれといたしましてもできるだけ自主的にそういうものの相集まつて組合のできることを望んでおります。

ただ、御承知のように、先ほど大臣がらもお話がありましたように、組合はやはり自主的にできることが望ましいのでありまして、政府がつくるといふことよりも、御援助はいたしますけれども、やはり自主的にできることを望みます。それから他の一般の取扱いにつきましては、先ほど申しましたように、組織されると否にかかわらず労働行政の部面としてはそういうふうな方針でいきたいと思つております。

○三浦委員 それから現在のような經濟界の状況から見ましても、労働争議の中止ということが強く考えられますし、そういうような意味においてこの争議を行わない、あるいは經營者は工場を閉鎖しないというようなことが當然望ましいわけでありまして、問題はそういうような労働團體と經營者との間にどうしても意見の一致を見なかつた場合、あるいはそういう場合には労働委員会なんかにかかるといふようなせんけれども、しかしそういうような第三者の機関によつてもこれが決定の一致を見ないというような場合があり得ると思つておりますが、そういう

場合にはどういうように處置されるのでありましようか。
○米窪國務大臣 今日この敗戦日本の經濟状態において、なおかつ勞資の團體交渉あるいはその他の方法によつても意見の一致を見ずして、しかもそれが地方の労働委員会、あるいは中央の労働委員会の採決にもこれをどちらか一方が服さない、こういうことによつて不幸にして労働争議が起り得る可能性も必ずしも絶無ではないと思つております。しかしこういう場合においては、やはり労働関係調整法によりまして、それが公共事業である場合においては當然三十日の警告、いわゆる調停期間を経過しないと争議をできないことになつてゐる。公共事業以外のものについては、不幸にしてそういう事態が起つた場合においては、政府はその間に居中調停をして極力そういう争議を速やかに解決するという方向にいきます。

○三浦委員 先ほどの御答辯では速やかにそういう解決の方法を講ずるといふ御趣旨であります。大體の御趣旨は結構であります。私の心配するのとはどうしてもそういうことでの處置のできなかったことを心配するのであります。私はいつそそういう場合ならば最後の決定権をそういう労働委員会なんかに付與することを法律の上においてはずきりしておこなうならば、そういうような心配も起らずにこの問題を解決するようにも考えられるし、また労働委員会というものの性質から、そのくわいの権限を付與してもいいのではないかと思つております。その點に對する御答辯をお願いいたします。

○米窪國務大臣 この點は重要でありまして、そういう意見をもつておる人もあるようです。たとえ少くとも中央労働委員会くらいは特別な法規によつて規定された強大なる権力をもつものにしろ、こういう意見をもつ者もあるようです。労働組合法を改正せよという意見もあるようであります。しかし政府は、この問題はきわめて重大な問題でありますから、慎重に目下研究中でございまして、そういう改正意見を法案として出そうという考えは今のところもつておりません。

○三浦委員 それから労働組合法が經營者に向つてゐる、交渉を開始したよるな場合において、今まで新聞や何かによつてみましても、使用者側において交渉を開始するといふような場合があつたようでありまして、こういうよう經營者側において労働組合法によれば労働協約の締結その他の事項に關しては當然交渉する権限をもつておるわけでありまして、經營者側においてこの交渉を開始して、交渉に應じないといふような場合があると思つております。そういう場合にはどういふような處置をとられるのでありましようか。

○吉武政府委員 ともつとも御質問でございまして、團體交渉の際に事業主側がそれを受けつけないといふことはよくないことだと思つております。現在のところ法律には規定はございませんけれども、團體交渉を保障し、團體交渉権を認めました以上はやはり事業主側には團體交渉に應ずる義務があるものと私は思つております。

○三浦委員 次に労働教育の問題であります。ついで最近と思つておられますが、新聞によれば厚生省で労働教育諮問委員の任命をしたのであります。それには學識経験者とか、あるいは労働者の代表、資本家の代表者といふような人に對して、労働教育諮問委員を任命したようでありまして、私は労働教育といふものを考えた際に、政府はただこういうふうな實際の労働者に對しての十分な認識のない、あるいは學識はあつても経験もなし、あるいは労働教育の本質ということについては十分に考へていない、政府が獨善的に役人の頭だけで、あれは學識経験者である、あれは資本家の代表である、あるいは労働者の代表だといふことで、官僚の獨善的な考えによつてこれらの委員を任命して、しかもその人々の意見が重要な働きをするように考へておられますが、その點に對する委員の任命については、私は政府においてもう少し考へてもらいたいと思つております。これは先般發表された教育諮問委員ばかりではございません。あらゆる労働問題——基準法その他における委員の任命等においても、政府はただ労働者の代表、あるいは資本家の代表、學識経験者の代表といふ條文だけを盾にして官僚の役人だけの頭でそれを決定するといふことは、必ずしも私はそういうふうな眞の代表者を得るものとは考へられないのであります。私はそういう意味におきましてそういう委員の代表者を選任する場合において、私は先ほど申し上げましたように、將來においては労働委員会の意見なり國會方面のしかるべき意見を徴して、これらの重要な委員を任命するといふような方法をとるべきものと思つております。それに對する御意見を伺いたいと思つております。

○米窪國務大臣 先日發表したのは、労働教育諮問委員の臨時労働教育諮問委員会というまだ正式の委員会ではないのであります。従つてこれは若干變つていくだらうと思つては、もし變える場合においては三浦さんの御趣旨によりたいと思つております。またその他の從來の政府發表の委員が、仰せのごとく、パブリック、オピニオンと言いますか、輿論というものに基いてきめて、折角國會があるから——これは一つの例であります。そういう所に諮るといふ御意見でありまして、從來當該御存じの通り國會議員からもそういう場合には委員にお願いしたのであります。今日國會の方の規定によつて、國會議員がそういう委員になれないのはまことに残念であります。少くとも今はそういう委員を決定する場合においては、労働省に關する限りにおいては労働委員会等にお諮りしたいと思つておられます。また學識経験者が必ずしも當つていないといふようなお話だつたのですが、大體において從來委員會が接觸してある事務當局の方からみまして、この人は労働教育についてはエキスパートであるといふことは、大體において間違つていないと私は思つております。ただその中の一、二の委員については、御指摘のようなことがあるかもしれないが、大體において永年事務當局の方で接觸してゐる點からみて、この人ならば適當だといふ人を選考した點においては誤りはなからうと私は思つておられます。

○三浦委員 さらに政府の労働教育に對する具體的方法について御説明を願つておられますが、

○吉武政府委員 労働教育につきま

八

昭和二十二年八月二十三日印刷

昭和二十二年八月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局